

令和 2 年 4 月 30 日

各 位

盛岡信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様に対する  
融資条件変更手数料の免除について

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者や個人事業主の皆さまにつきまして、融資取引にかかる条件変更手数料を免除する取り扱いを開始しましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けられた法人および個人のお客様

2. 免除する手数料

事業性貸出・個人の消費資金や住宅ローンの条件変更手数料

3. 取扱開始日

令和 2 年 4 月 30 日より

以 上